



# 優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

## 洗濯機用防水パン

Washing machine pans

BLS WP:2014

2014年7月25日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準 洗濯機用防水パン

### I. 総則

- 1. 適用範囲
- 2. 用語の定義
- 3. 部品の構成
- 4. 材料
- 5. 施工の範囲
- 6. 尺法

### II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
  - 1.1 機能の確保
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
    - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
    - 1.2.3 健康上の安全性の確保
    - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
  - 1.3 耐久性の確保
  - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
    - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
    - 1.4.2 洗濯機用防水パンのライフサイクルの各段階における環境配慮
      - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
      - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
      - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
      - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
      - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
      - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
  - 2.1 適切な品質管理の実施
  - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
    - 2.2.1 適切な品質保証の実施
    - 2.2.2 確実な供給体制の確保
    - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
      - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
      - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
    - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
      - 2.2.4.1 相談窓口の整備
      - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
      - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
  - 2.3 適切な施工の担保
    - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
    - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
  - 3.1 基本性能に関する情報提供
  - 3.2 使用に関する情報提供
  - 3.3 維持管理に関する情報提供
  - 3.4 施工に関する情報提供

### III. 附則



# 優良住宅部品認定基準

## 洗濯機用防水パン

### I. 総則

#### 1. 適用範囲

住宅用の洗濯機の槽内で使用されたすべての水を有効に排出できるもので、主として防水パン、排水トラップ(以下、「トラップ」という。)から構成される洗濯機用防水パン(以下、「防水パン」という。)に適用する。

#### 2. 用語の定義

- a) 防水パン：洗濯機から排出された泡や排出された泡により逆流した排水、洗濯機用給水栓からの水の滴り、洗濯物の洗濯槽から脱水槽への移動時に発生する水を有効に排出する器具。
- b) トラップ：JIS A 4421:1991 [設備ユニット用排水器具]をさし、横排水型、縦排水型がある。
- c) 洗濯機排水ホース固定器具：洗濯機排水ホース(以下、「排水ホース」という。)をトラップに接続するための器具。
- d) 洗濯機排水ホース固定バンド：排水ホースが洗濯機排水ホース固定器具から簡単にはずれないよう確実に固定するバンド。
- e) 防水パン固定金具：防水パンを床に固定するための、ビス又は金具等。
- f) 化粧キャップ：防水パン上面より、ビスにより床に固定する際、埃などが進入しないようビス穴をふさぐキャップ。
- g) 再生プラスチック：各種プラスチックの重合及び加工工程において発生したくず、各種プラスチックの使用済みの成型品から再生されたプラスチック。
- h) I型：防水パン底面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パン。
- i) II型：台座上面に洗濯機を設置する洗濯機用防水パン。
- j) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- k) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するため交換を前提としているもの。
- l) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- m) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

### 3. 部品の構成

構成は表－1による。

表－1 システム構成

構成部品名	構成の別 (注)	備 考
防水パン	●	
排水トラップ	●	
洗濯機排水ホース固定器具	●	
洗濯機排水ホース固定バンド	●	
防水パン固定金具	●	
化粧キャップ	△	

注) 構成の別

- : (必須構成部品) 住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- : (セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △ : (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

注) 排水トラップ以降の排水管は認定範囲に含まない。

### 4. 材料

- a) ポリプロピレンは、JIS K 6921-1997 附属書の適用範囲による。
- b) FRP の組成は、不飽和ポリエスチル樹脂と無アルカリ性のガラス繊維を主原料として加工したものとし、ガラス繊維の含有率は、重量比で全重量の 20%以上とする。
- c) ABS の樹脂は、アクリロニトリル、ブタジエン、スチレンの 3 元重合体又は混合重合体を主原料とする。ABS の樹脂の組成は、重量比でアクリロニトリル 13 %以上、ブタジエン 10~20%、スチレン 15%以上とする。
- d) 再生プラスチックに再生ポリエチレンを使用する場合の組成は、再生ポリエチレン素材を重量比で 50%以上含むものとする。
- e) 充填材料及び添加材料は、製品の品質に害を与えるものであってはならない。
- f) トラップの材質は、鋳鉄又は ABS 樹脂製とする。
- g) 必須構成部品及び選択構成部品に a)～e) 以外の材料を使用する場合は、使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

### 5. 施工の範囲

- a) 構成部品の施工範囲は原則として以下とする。
  - 1) 防水パンの固定
  - 2) トラップの防水パンへの取付

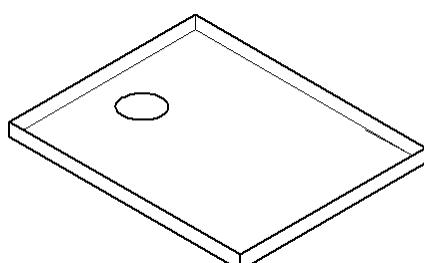
- 3) 洗濯機排水ホース固定器具のトラップへの接続

## 6. 寸法

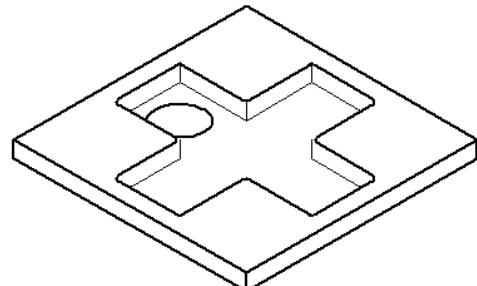
- a) 防水パンの寸法は、表－2による。

表－2 防水パンの寸法

分類		幅(mm)	奥行(mm)	最大高さ(mm)	最小高さ (深さ)(mm)
I型	900型	900	640	85以下	45以上
	800型	800			
	780型	780			
	750型	750			
	740型	740			
II型	740型	740	640		
	700型	700	700		
	640型	640	640		



I型



II型

- b) 防水パンの厚さ

裏面補強材のある部分については、2 mm以上とし、裏面補強材のない部分については、3 mm以上とする。

- c) トラップ取付位置、寸法及び寸法許容差は、以下による。

- 1) トラップ取付け孔の中心

- ・ I型の場合

短辺端部より 123 mm ( $\pm 2.5$  mm以内)

長辺端部より 123 mm ( $\pm 2.5$  mm以内)

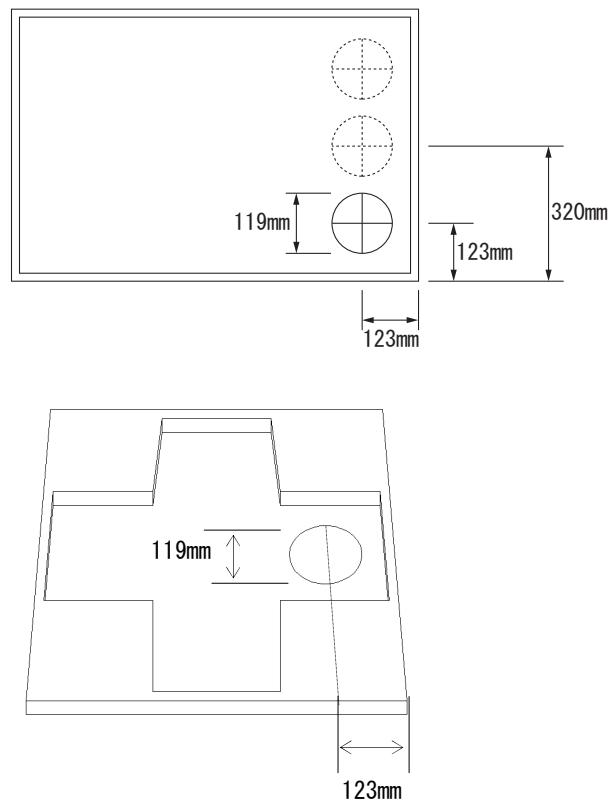
または 320 mm ( $\pm 2.5$  mm以内)

- ・ II型の場合

辺端部より 123 mm ( $\pm 2.5$  mm以内)

- 2) トラップ取付け孔径 119 mm ( $\pm 1.0$  mm以内)

- 3) トラップ取付け部分の厚さ 3 mm (+0.5 mm, -0)



## II. 要求事項

### 1 住宅部品の性能等に係る要求事項

#### 1.1 機能の確保

- a) 排水性  
洗濯排水が適切に行われること。
- b) 防水性  
防水パンの裏面およびトラップの排水口は、漏れや浸潤が生じないこと。

#### 1.2 安全性の確保

##### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 局部荷重に対する底面および立上り部分の剛性  
防水パンの底面および立上り部分は、局部荷重に対する十分な剛性を有していること。
- b) 耐衝撃性に対する剛性  
防水パン底面は、十分な耐衝撃性を有していること。
- c) 曲げ強さ及び曲げ弾性率  
防水パンは、十分な曲げ強さ及び曲げ弾性を有していること。
- d) 表面硬さ  
防水パンの表面は、十分な硬度を有していること。
- e) トラップの耐熱性  
トラップは、十分な耐熱性を有していること。
- f) トラップの耐熱衝撃性  
トラップは十分な耐熱衝撃性を有していること。

- g) トラップ取付け部は、トラップが精度良く取付く形状となっていること。
- h) トラップ取付け孔周辺は、使用時の積載荷重により異状が生じないよう補強した構造とすること。

#### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 鋭利な突起物がある等の危険な形状となっていないこと。

#### 1.2.3 健康上の安全性の確保

- a) 耐汚染性  
防水パンは、汚れにくいこと。

#### 1.2.4 火災に対する安全性の確保

### 1.3 耐久性の確保

- a) 耐温水性  
防水パンは、温水に対して十分な耐久性を有していること。
- b) 吸水率  
防水パンは、吸水しにくい材質であること。
- c) 耐酸性  
防水パンは、十分な耐酸性を有していること。
- d) 耐アルカリ性  
防水パンは、十分な耐アルカリ性を有していること。
- e) 洗濯機の振動に対する耐摩耗性  
防水パンは、洗濯機の振動に対する十分な耐摩耗性を有していること。

### 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

#### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

#### 1.4.2 洗濯機用防水パンのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

##### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

##### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

##### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

##### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

### 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

#### 2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

#### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

##### 2.2.1 適切な品質保証の実施

###### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

###### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 防水機能の瑕疵（施工の瑕疵を含む） 5年

2) 1)以外の部分又は機能に係わる瑕疵（施工の瑕疵を含む） 2年

###### <免責事項>

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

9 トラップ、排水管のつまり等に起因する不具合

##### 2.2.2 確実な供給体制の確保

###### a) 製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

###### b) 再生プラスチックの安定した品質を保てるよう、再生素材の回収ルートの確立体制が整備・運用されていること。

##### 2.2.3 適切な維持管理への配慮

### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いや  
すい製品であること。

### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、  
取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としている  
こと。

### 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

#### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

#### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

#### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

### 2.3 適切な施工の担保

#### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

#### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が  
定められていること。

### 3 情報の提供に係る要求事項

#### 3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わ  
かりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

#### 3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

#### 3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームペー  
ジにより、維持管理者等に提供されること。

#### 3.4 施工に関する情報提供

洗濯機用防水パンの施工について次の事項を記載した施工説明書等が施工者に提供されること。

### III. 附則

1. この認定基準（洗濯機用防水パン B L S W P : 2 0 1 4）は、2 0 1 4 年 7 月 2 5 日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（洗濯機用防水パン B L S W P : 2 0 1 3）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から 3 か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第 16 条第 1 項の認定を受けており（3. により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第 28 条第 1 項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

# 優良住宅部品認定基準（洗濯機用防水パン）の 解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用防水パン）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

## I. 今回の改正内容

1. 材料の規定にポリプロピレンを追加
2. 寸法体系の見直し（I型の寸法及びII型の追加）
3. II型の局部加重試験、耐衝撃性試験、耐摩耗性試験の追加

## II 基準改正の履歴

### 【2013年4月30日公表・日施行】

1. 保証における免責事項
2. 適切な施工の担保及び情報提供の変更

### 【2006年7月25日公表・日施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実
2. 標準的評価方法基準の制定
3. 様式の変更等

### 【2005年9月9日公表・12月1日施行】

施工方法の明確化等の変更

### 【2001年4月2日（一部修正）】

「耐摩耗性試験」における振動回数の根拠について

### 【2000年12月20日公表・施行】

住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

### 【2000年10月31日公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更

### 【1999年12月10日公表・施行】

- (1) 要求機能の明確化
- (2) 新たに基準を設けたもの
  - 1) 主要材料名の本体への表示

(3) 性能試験方法や性能レベルを変更したもの

1) 「曲げ強さ試験」、「曲げ弾性率試験」の試験方法の変更、引用試験の明確化

2) 「表面硬さ試験」の測定器の明確化

3) 「吸水率測定試験」の試験方法の変更

(4) 表現の変更

1) 「構成部品」の名称変更

2) 「制作寸法公差」の明確化

3) 「耐摩耗性試験」における振動発生機の名称変更

4) 「清掃性」の明確化

5) 「トラップの構造」の明確化

## &lt;参考&gt;

## 情報提供上の整理区分

種類	材料名
熱硬化性プラスチック	F R P等
熱可塑性プラスチック	A B S, ポリプロピレン等
再生プラスチック	ポリエチレン等

## [品確法評価方法基準との関係]

大項目：「4. 維持管理への配慮に関すること」

表示すべき事項：「4-1 維持管理対策等級(専用配管)」

## B L部品が相当する等級

品確法評価方法基準		B L認定基準上での位置付け
* 等級3	<p>① 専用の排水管には、掃除口が設けられているか、又は掃除が可能な措置が講じられたトラップが設置されていること。</p> <p>② 設備機器と専用配管の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等に設けられていること。</p>	基礎基準

\* 排水トラップと器具排水管との接合部の点検に必要な開口については、住宅の図面等による判断が必要となる。